

保育園各種手続きにマイナンバー（個人番号）が必要です

「行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、手続きの際に個人番号（マイナンバー）の記入が必要になりました。あわせて、マイナンバーが正しい番号であることの確認「番号確認」と、番号の正しい持ち主であることの確認「身元確認」が必要になりますので、次の書類を提出していただきますようご協力をお願いします。

▶マイナンバーの記載が必要な方

新規入園申請に係る子の保護者（子どもの父母）、子ども、その他世帯員

▶必要な書類（本人確認書類：身元確認）＋番号確認

来庁者	必要書類
保護者（子どもの父または母）	下記の ① か ②
上記以外（代理人）	委任状、代理人の身元確認書類、保護者の個人番号カードの写し

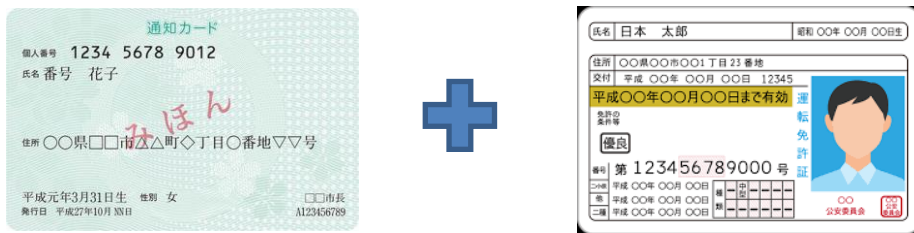
① 個人番号カードをもっている場合

1つだけで確認できるため、他の書類は必要ありません。



② 個人番号カードをもっていない場合（番号確認書類＋身元確認書類）

住民票(マイナンバー付) or 通知カード※ 運転免許証 or パスポートなど(期限内のもの)



※通知カードの場合は、住所・氏名が現在の氏名・住所と一致していることが必要です。
一致していない場合は、マイナンバーを証明する書類としては使用できません。

★番号確認書類

住民票（マイナンバー付） or 通知カード※

★身元確認書類

1つの提示でよいもの	（官公署から発行された顔写真付きの証明書） 運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カードなど
2つの提示が必要なもの	（「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されている証明書） 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、社員証など ※健康保険証の記号番号は、塗りつぶしてください。

▶提出先

坂井市役所保育課に提出をお願いします。

※保育施設に提出する場合や郵送で提出する場合は、「個人番号確認書（兼委任状）」と上記本人確認書類のコピーを封筒に入れて、必ず封をして提出してください。